

文書質問答弁書

回 答 日：平成 24 年 4 月 17 日
担 当 部 局：財政経営部
教育委員会

四日市市議会基本条例第 16 条第 1 項の規定に基づく加藤清助議員の文書質問について、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問 先の 2 月定例会議会一般質問で、平成 21 年度少年自然の家・指定管理者モニタリングレポートの総合コメントで「・・・なおその他経費に計上された施設整備費に係る未執行分について返還等の協議が必要であると判断しています」と明言していることについて、財政部長答弁では「把握していない」との答弁の後、「返還等の協議が必要としながら、協議もされていない返還も求めていないと言うのなら、行政の不作為で住民訴訟で市長に返還を求めるに値する事案」と指摘し見解を求めたところ、「事実確認をさせていただきたい」との答弁でありましたが、その後「事実確認」はされたのでしょうか？

事実確認されたのであれば、具体的に返還についての協議がなされたのか？また協議の日時、内容・結果についてお答えいただきたい。

答弁 指定管理者制度を導入している施設においては、指定管理者との間で基本となる協定書を締結し、各年度においては年度協定書を締結しております。

年度協定書においては、光熱水費や消耗品費といった管理費やイベントなどの事業費をすべて含めた総額で指定管理者と協定を締結しています。また、請負契約と同様に、年度協定において指定管理者が処理すべき事務の内容、その対価として本市が支払うべき委託料を確定しております。

そのため、施設管理に当たって指定管理者のコストが増減したとしても、管理料の金額は変動するものではありません。つまり、市としては指定管理者により協定等に基づいた行為が行われたことの確認ができれば、協定上管理料を支払わなければならない、未執行分についての協議を行わなくても、行政の不作為にあたるものではございません。

しかしながら、指定管理者と締結する協定書には「疑義についての協議」という条文があり、今回ご指摘の件につきましてはこの条文に則って協議を行ったものがあります。

まず、平成 22 年 7 月 2 日に、四日市市教育委員会事務局の社会教育課長、室付主幹、指定管理者の小学館集英社プロダクション社員で協議を行いました。

協議内容については、平成 21 年度の施設整備費の残額が発生した理由として、

次の2点を確認しました。

1点目は、企業努力により業者発注を控え、職員による修繕をできる限り行ったため、原材料費の支出のみで済んだこと。2点目は、大雨、大雪、厳冬等による施設修繕に掛かる費用の増加がなかったため、修繕費を抑えることができたことです。

次に残額の処理について、22年度に修繕工事に投じる旨の協議を行い、コンテナハウスの屋根の補修を実施しました。

以上のとおり、協議内容及び結果について事実確認を行いました。

質問 総合コメントで明記している「その他経費に計上された施設整備費」についてですが、事業収支一覧表の項目「その他」には計画で、9,924,000円とあり、実施8,941,325円 計画対比 982,675円とありますが、施設整備計画として計上された金額はいくらで、どういう施設整備内容であったのか示してください。

答弁 指定管理者から施設整備として計上された予算金額は2,650,000円です。その2,650,000円の内容については、指定管理者が本市の過去3年間の施設整備事業実績を基に、四日市市と指定管理者との経費の負担区分を鑑み、試算されたものと理解しています。

質問 前記の982,675円＝未執行分との認識判断であるのかお答えください。

答弁 982,675円については、企業努力等の理由により支出を抑えた残額であると考えます。

質問 項目「その他」9,924,001円の内訳及び実施8,941,325円の明細をお示してください。

答弁 「その他経費に計上された施設整備費」計画内訳および支出明細については、以下の表のとおりです。

	計画の内訳	支出の明細
普通旅費	85,000円	262,822円
備品	2,000,000円	3,055,803円
報償費（宿直業務）	1,206,000円	1,008,000円
報償費（活動支援ヘルパー）	588,000円	501,325円
臨時職員（環境整備作業）	2,500,000円	2,581,039円
施設整備	2,650,000円	1,377,501円
その他	895,001円	154,835円
合計	9,924,001円	8,941,325円

質問 少年自然の家・指定管理者モニタリング総合コメントで示された「事業計画に計上された費用の未執行分については返還等の協議が必要である」との判断見解は、市の指定管理全般に適用される判断・見解と認識してよろしいか。

答弁 答弁 でお答えしましたとおり、指定管理者制度を導入している施設においては、請負契約と同様に総額で指定管理者と協定を締結しており、精算をすることとは実施しておりません。

そのため、施設管理に当たって指定管理者のコストが増減したとしても、管理料の額は変動しません。

また、指定管理者には、決められた指定管理料の中で、市が求めるサービスを提供することが求められており、収支につきましては、赤字であっても黒字であっても契約上指定管理者の責任となっております。

このことから、適正な市民サービスを提供した上で、指定管理者の自己努力による剰余金については、指定管理者の利益とすることで、経営努力へのインセンティブとなるという考え方であり、利益が出た場合の利益配分について返還等の精算は行わないことといたしております。

しかしながら、本格的な導入から7年を経過している指定管理者制度について、課題もあらわれてきております。

修繕料など、年度間で金額の隔たりが大きいものの取り扱いについても、その1つと認識しており、今後、検討を行っていきたいと考えております。